



木材生産の推進 秦野市箕毛

目 次

森のニュース	1	あの森を訪ねて	5
・「森林環境（譲与）税（仮称）」について		・第 15 回 柳島の海岸林と	
・「ナラ枯れ」について		善行者の碑	
わが市わが町	4	事務局だより	7
・相模原市			

# 森のニュース 1 「森林環境（譲与）税（仮称）」について

## 1 はじめに

平成 29 年 12 月に決まった平成 30 年度税制改正の大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）が創設されることとなりました。

森林環境譲与税（仮称）は平成 31 年度から市町村及び県への譲与が始まります。

（※以下、（仮称）を略します。）

## 2 森林環境税創設の趣旨

森林の有する様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものです。一方で、全国的に森林所有者の経営意欲の低下や森林整備の担い手不足等が大きな課題となっています。

今回の新たな税は、このような現状認識のもと、

- ①平成 27 年の地球温暖化防止に向けた国際枠組みである「パリ協定」におけるわが国の温室効果ガス排出目標の達成や、
- ②災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、
- ③現場の課題に対応するため、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともに、自然条件が悪い森林について市町村が自ら管理を行う「新たな森林経営管理制度」を創設することを踏まえ、国民一人一人が等しく負担を分かち合っわが国の森林

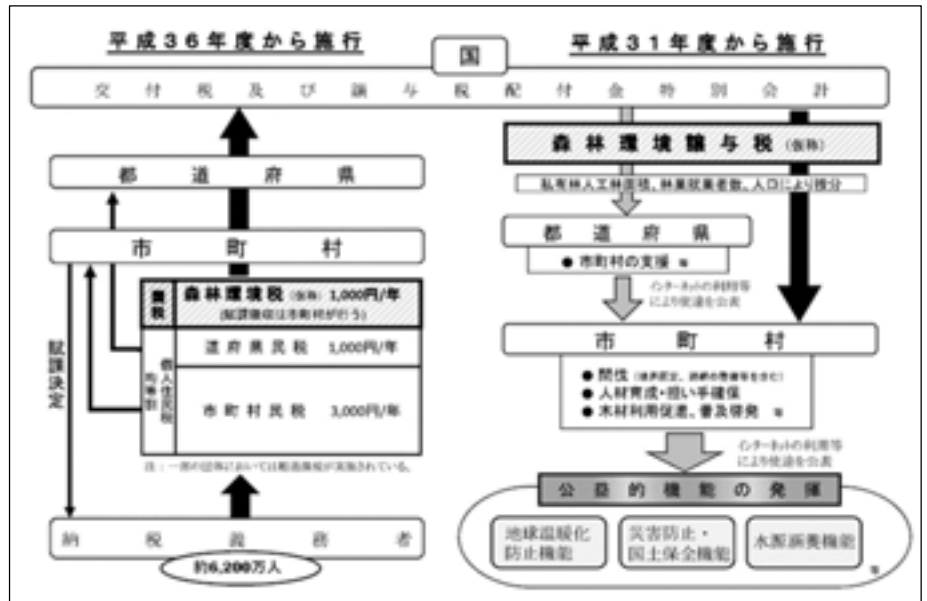


図1 新たな税の制度設計イメージ

を支える取組として創設されることとなりました。

## 3 税の仕組み

森林環境税は、国民が税を負担する森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税の2つの税から構成されます。（図1）

### （1）森林環境税

森林環境税は個人住民税の均等割の納税者から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収します。個人住民税均等割の納税義務者が全国で約6千万人いることから、税収は約600億円となります。東日本大震災を教訓とした各自治体の防災対策のための住民税均等割の税率上げが平成35年度まで行われていること等を考慮し、課税時期は平成36年度からとしています。

### （2）森林環境譲与税

森林環境譲与税は、国に集められた税を、森林整備を実施する市町村やそれを支援する都道府県に客観的な基準で譲与（配分）されます。現場の課題に早期に対応する観点から、新たな森林管理制度の施行と合わせ、譲与時期は課税に先行して平成31年度からとしています。

平成35年度まで譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税及び譲与税特別会計における借入により対応することとし、借入金は後年度の森林環境税の税収の一部をもって償還することとしています。

また、譲与額は主体となる市町村の体制の整備等に一定の時間を要すると考えられることから、徐々に増加するように設定され、

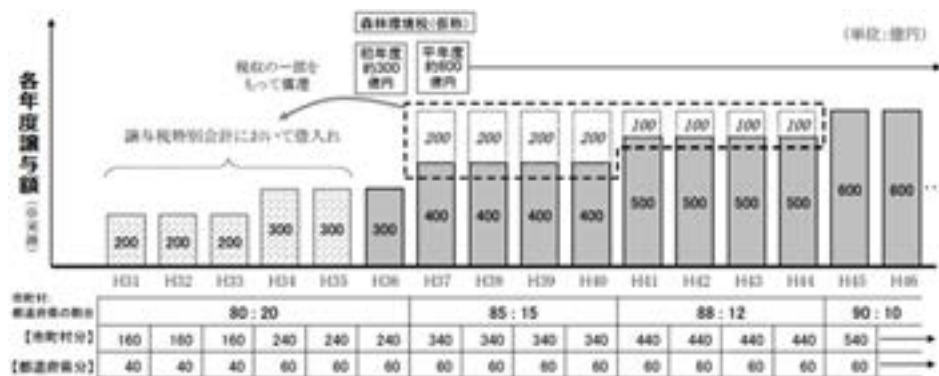


図2 森林環境譲与税の各年度の譲与額

平成 31 年度は 200 億円から開始することとされています。(図 2)

#### 4 譲与基準及び譲与額

基本的には、私有林人工林面積 (50%)、林業就業者数 (20%)、人口 (30%) により譲与されることとなり、その配分は市町村 9 割、県 1 割。本県内への譲与額は最終的に 14 億 5 千万円 (平成 45 年度時点の試算額) になる見込みです。

#### 5 税の用途

森林環境譲与税の用途については、市町村による、①間伐などの森林整備、②人材育成・担い手確保、③木材利用の促進や普及啓発に、また県による市町村への支援、に充てなければならないとされています。また、用途は公表する必要があります。

全国的な視点で本県を捉えた場合、全体が都市地域であるといえることから、森林整備に加え、木材利用を積極的に促進していくことが本県に求められているといえます。

#### 6 新たな森林経営管理制度

森林環境税の創設と合わせ、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、法による「新たな森林経営管理制度」が創設される見通しです。新たな仕組みにおいては、

- ①森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に保育を実施する等森林管理の責務を明確化し、
  - ②森林所有者自らが森林管理できない場合には、その管理を市町村に委ねたうえで、
  - ③林業経営に適した森林については、意欲と能力のある林業経営者に管理を再委託し、
  - ④林業経営に適さない森林等については市町村が公的管理を行う。
- こととしており、こうした取組に必要な財源として森林環境譲与税の一部が充てられる見込みです。

#### 7 本県の取組の考え方 (検討状況)

##### (1) 水源環境保全税との両立

本県では平成 19 年度から、水源環境保全・再生施策を推進するために独自課税 (水源環境保全税) を導入し、水源の森林づくり事業

等により手入れ不足人工林の整備等の取組を行っているところです。

森林環境税の創設を受け、県としては、『水源環境保全税と森林環境譲与税との両立を図り、両税を効果的に組み合わせ、相乗効果を創出することにより、県内全ての森林の保全・再生を図る』ことを

目指して、市町村と連携しながら検討を進めています。今後は、県全体としての取組方針や税活用のガイドライン等を取りまとめる予定です。

##### (2) 用途のすみ分け

水源環境保全税により実施している取組は今後も引き続き行うこととし、森林環境譲与税は水源環境保全・再生施策の対象外となる部分の森林管理等に充てる方向で整理を進めています。

##### (3) 木材利用

木材利用のノウハウを持っていない市町村に対し、モデル的な取組を県が企画・提案し、活用してもらうこと等を検討しています。

##### (4) 市町村への支援

市町村の取組が円滑に実施されるよう、県による指導、支援に加えて、森林・林業団体への業務委託等を視野に入れた支援体制の構築を検討しています。

今後も引き続き市町村と連携を密にしながら、平成 31 年度からのスムーズな事業開始に向けて、検討を進めていきます。

(神奈川県環境農政局緑政部森林再生課)

## 森のニュース2「ナラ枯れ」について

### 1 ナラ枯れとは

ナラ枯れは、カシノナガキクイムシという体長5mm程度の小さな虫が媒介する「ナラ菌」という病原菌によって、コナラ・ミズナラ等のナラ類や、シイ・カシ類が集団的に枯れる被害のことを言います。

この被害は、日本各地で発生しており、神奈川県内においては、平成29年度に初めて被害が確認されました。そして、平成30年度は、被害区域が拡大するとともに、被害量が増加することが懸念されています。

### 2 ナラ枯れが起こる仕組み

6月から8月頃に、昨年度の被害木の樹体内から脱出したカシノナガキクイムシの成虫が、集合フェロモンに誘引されて集中的に健全な樹体内に穿入します。

そして、この虫と一緒に樹体内に入った「ナラ菌」の作用により、樹木が水分等を吸い上げることが出来なくなるため、枯れてしまいます。

### 3 ナラ枯れの特徴

ナラ枯れの特徴は、主に3つあります。

・7月から9月頃の夏の時期に葉が紅葉する✕



・幹に直径1.5mmから2.0mm程度の多くの孔がある↓



・幹の根元に大量のフラス(木くずと虫の排泄物が混ざった粉状のもの)が堆積している↓



### 4 被害対策の必要性

ナラ枯れにより、枯れた樹木の幹が倒れたり、枝が落下すると、通行人等の人身への被害や、家屋、道路、電線等への被害が生じることで、県民の方々の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

よって、このような被害を起こさないためにも、被害の拡大を防止する対策の実施が必要です。

### 5 被害対策の方法

カシノナガキクイムシは、樹体内に入った後に産卵します。卵からかえった幼虫は成長し、越冬後に蛹化、羽化して新成虫となり樹体内から脱出します。

そこで、被害の拡大を防止するための対策として、樹体内から新成虫が脱出するまでの間に、被害木の焼却や、被害木への薬剤の注入等を実施し、樹体内の虫を駆除する方法等が実施されています。

### 6 情報提供のお願い

ナラ枯れは、被害の規模が小さいうちに対策を適切に実施することにより、被害の拡大を防止することが出来ます。

しかしながら、ナラ類や、シイ・カシ類は、神奈川県内の山地から都市部にかけて、様々な場所に存在していることから、被害がどこで発生するか分かりません。

このため、県内各地の皆様から、被害に関する情報提供をいただくことが、被害の拡大を防止するために、とても大切であると考えております。

そこで、ナラ枯れの疑いのある樹木を発見された場合、または被害情報を入手された場合は、横浜川崎地区農政事務所、各地域県政総合センター並びに水源環境保全課まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

(神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課森林保全グループ)

# わが市わが町 相模原市

相模原市は、神奈川県北西部の東京都心から概ね30km圏内にあり、多様な都市機能やJAXA（宇宙航空研究開発機構）などの先進的な施設を持つ一方で、首都圏最大級の宮ヶ瀬湖や丹沢山、陣馬山など、豊かな水と自然環境を併せ持つ、潤いと活気に満ちた「潤水都市」です。

本市は、製造業が集積する国内有数の内陸工業団地として発展を遂げ、首都圏南西部における「広域交流拠点都市」として、圏央道やリニア中央新幹線神奈川県駅の整備などによる交通利便性の飛躍的な向上を生かした、ロボット産業を中心とする新たな産業の創出、様々な産業の連携・交流による持続的な発展に取り組んでいます。

## <さがみはら森林ビジョン>

本市では、市域の約6割を占める豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成22年度に「さがみはら森林ビジョン」を策定しました。

森林ビジョンでは、森林が市民一人ひとりにとって『知って、使って、身近になる』ために、「市民への情報提供」、「環境教育の推進」、

「市民と森林の接点づくり」、「木材等の利活用の推進」、「森林環境の保全・整備」の5つの基本方針を定め、実現に向けて様々な施策を展開しています。

## <（仮称）相模原市市民の森>

森林ビジョンの基本方針のひとつである「市民と森林の接点づくり」として、市民の主体的な森林体験活動を通じて自然環境に対する意識の醸成や林業の普及啓発を図る「（仮称）相模原市市民の森」の整備に取り組んでいます。

豊かな自然環境と観光資源や歴史的な史跡に恵まれた緑区の石老山（せきろうざん）周辺に「多様な主体で育む交流発展型市民の森」をテーマとして、ソフト基盤の整備や、活動を支援するためのハード整備の考え方などを盛り込んだ基本計画を平成29年3月に策定し、事業を展開しています。

## <初めての市民の森イベント>

平成29年11月19日（日）、「市民の森」の初めての森林体験イベントを実施しました。

このイベントは、NPO法人との協働事業で立ち上げた『市民の森クラブ』の主催によるもので、

18名の参加者は、間伐・枝払いなどの林業体験をはじめ、ガイドの案内による奇岩怪石や紅葉の鑑賞など森林散策を満喫しました。



<力を合わせて木を倒そう>



<見たこともない巨大な岩>



<チェーンソーで彫刻づくり>

また、枝えんぴつや竹人形などを作成する「森のクラフト」のほか、チェーンソーによる彫刻の実演なども行いました。

今後も様々な活動団体と連携しながら、より多くの皆様に多様な活動プログラムを提供できるように取り組んでまいります。

（相模原市 環境経済局 経済部 津久井地域経済課）

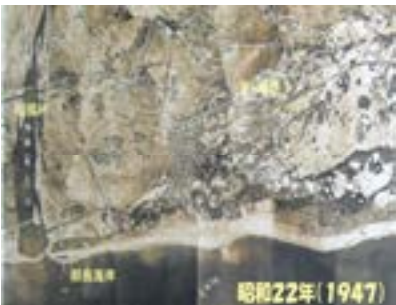
## 第15回 あの森を訪ねて

### 柳島の海岸林と善行者の碑

#### はじめに

ゆるい弧を描く湘南海岸をふちどるように延長約11kmの細い緑の帯がある。クロマツを中心とする松林。

今から70年前の相模川河口や海岸線が写る航空写真をみると、湘南道路（現国道134号線）の海側は白一色だが、柳島海岸の緑地だけが黒い帯となってみえる。



以前、海岸林の歴史や整備の概要を「飛砂防備保安林＝湘南海岸の松林」として紹介された。

今回は、浜の歴史や見どころなどもまじえながら、柳島の海岸林を実際に訪ねることにした。

コースは、JR茅ヶ崎駅～バス一バス停「浜見平団地」～柳島記念会館～柳島キャンプ場～しおさいの森～善行者の碑～南湖院記念太陽の郷庭園～サイクリングロード～茅ヶ崎漁港～国木田独歩の碑～高砂緑地～茅ヶ崎駅 とした。

距離は約6.5km。

#### 白砂青松

海に囲まれた日本では、白い砂浜と緑の松林は「白砂青松」と形

容され、美しい景色の一つとして親しまれている。

それらの松林は大部分が人の手で植えられた。長い年月と困難を乗り越えて造られた海岸林である。

湘南海岸の松林も例外ではない。**柳島湊**

浜見平団地でバスを降りて南へ10分ほど歩くと「柳島記念会館」。

柳島の歴史などを紹介する展示がある。かつて柳島は、相模川河口の湊として栄えた。400石舟も備えて、上流の丹沢や津久井方面からの木材や薪炭などを江戸方面に運ぶ物資流通の要所であった。

今は、大正12年（1923）の関東大震災で土地が隆起したため、その面影はない。

#### 鉄砲場

海岸一帯は軍事利用と深くかかわってきた。まず、享保13年（1728）に江戸幕府の相州砲術訓練場がつくられ、明治維新までつづいた。「鉄砲場」とよばれる大砲の射撃練習場だった。記念会



館に絵図がある。その名残として柳島から辻堂にかけての道路は「鉄砲道」とよばれている。

明治になると横須賀海軍の砲術試験場と陸戦演習場となった。

太平洋戦争末期、連合軍は、相模湾から上陸し東京に攻め込む「コロネット作戦」を立てていた。

実行されなかったが、日本のノルマンディーになる所であった。

戦後、辻堂海岸は連合軍に接收され、その後アメリカ軍の演習場となり、昭和34年になって返還された。

#### 海岸林の造成

海岸林の造成は大正時代から始められた。昭和3年からは、御大典記念事業として平塚市から藤沢市片瀬までクロマツが植林された。

その後、台風被害で壊滅的被害をうけることもあったが、再度営々と植林が続けられた。

#### 森へ入る

記念館を出てキャンプ場へ行く。



キャンプ場の部分はきれいに下床植生が刈り取られ、見通しの良い松林となっている。

中に宿泊棟やテントを張るスペースなどもある。松の木は海風に吹かれて同じような角度で傾いている。切株があるので年輪を数えてみると、はっきりしない部分もあるが50年ほどたっている。

昭和40年代の植栽ということになり、先ほどの航空写真と年代がずれているが、当時の松がそのままあるのではないようだ。

キャンプ場から海岸にそった遊歩道に出る。海と砂浜と林の関係が良くわかる。

海から強い風が吹いている。

この付近は海岸の浸食が激しい所。上流におけるダムの建設や土地利用の変化により、浜をつくる土砂が川から供給されなくなり、海岸線が後退するようになった。

そのため養浜工事が行われている。養浜のための土砂は相模川上流のダムで浚渫した堆積土を使用しているとのこと。現代、土砂は川の流れにのってではなく、トラックに乗って運ばれる。

林の方へ眼をやると砂浜から松林の梢に向かってトベラやマサキ、ウバメガシ等の林縁木の梢がきれいに傾斜している(表題写真)。

湘南海岸の特徴の一つは汀線と樹林地の距離が非常に狭く、砂粒も砂というより粉といった方がいいほどで、風に乗る砂が樹木の新芽を吹き飛ばすために伸長できないことが林の造成を難しくしている原因の一つである。それで、防風ネットで囲い生育を助けている。

林は保安林に指定されており、その名もずばり飛砂防備保安林。

遊歩道の途中から「しおさいの森」にはいる。この森は、海岸林の中に歩道や休憩施設をもうけ、森林浴をしながら林の効用等を理解してもらうために設置された。

林の中にはいると海岸で吹いていた強い風が消えているので驚く。

林の風下への防風効果は、樹高の20倍以上の距離におよぶとか。

植えられたクロマツの木は、真っ直ぐなもの一本もなく、傾き、曲り、よじれ、枝は不自然な形だ。

その姿は生育環境の厳しさを表わしていると同時に、木の生命力の逞しさをも感じさせてくれる。



クロマツの胸高直径はおおむね30cm、樹高は15m位ある。

下層植生にはアカメガシワ、エノキ、マサキ、クワ、トベラなどの広葉樹がそれなりの豊かさで生育しており、長い年月をかけて砂地の上に広葉樹が育つことができるだけの土壌ができていようだ。

### 善行者の碑

森を出て国道を江の島方面に少し進み右手の松林に入る。3つの記念碑がある。右端が昭和11年に全線開通した「湘南道路」(現国道134号線)の碑。左端が「相州砲術場と柳島湊跡」の碑。そして、その間に「善行者」の碑がある。

碑の主は柳島の内藤亀太郎氏。

碑文には『君は資性剛直にして寸蒙も不正を許さず、終始之を生活の真情としていました。偶々市内県有林の保護を命じられるや、終戦来頻発する盗伐監視に挺身して、海岸の美観を保ち国土の保全に努力し昭和23年3月1日、27年5月、2回に亘って知事の表彰を受けま

した。誠に徳のいたしたるもので、ここに碑を建てて君の功績を後世までたたえるものであります。

昭和28年



3月31日』とある。

終戦後、松の盗伐が行われた。がキャンプ場周辺の松林は、善行者の献身的努力で守られ残った。

それが冒頭の空中写真の黒い帯になっている所だろう。

### 南湖院

海岸林に沿って江の島方面へ進み、結核療養所としては東洋一といわれた「南湖院」の跡地に寄ってみる。明治32年(1899)に高田耕庵により開院された。

「武蔵野」の作者として有名な国木田独歩が入院し、ここで亡くなったことで全国的に知られることになった施設である。

現在は太陽の郷の一部に庭園や病舎が残され一般に公開されている。往時の雰囲気が少し味わえる。

(火、水、年末年始は非公開)



海岸林と海の間サイクリングロードを歩く。砂だまりが所々にできて道をふさぐ。林の切れる所では砂が国道まで達している。

### 高砂緑地

茅ヶ崎漁港を過ぎ運動公園のところから茅ヶ崎駅にむかう。

運動公園の傍らに「国木田独歩と茅ヶ崎」の碑がある。

途中の高砂緑地は、かつて川上音二郎の別荘があった所で、太さ50cm位のクロマツの林が残る。

今日は森の働きを体感できた。

善行者の碑の主や、その行為をたたえて碑を建てた人達と意思を一つにした一日だった。

2018、4 瀧澤



## 平成30年度第9回通常総会開催

平成30年5月29日（木）14時から横浜市中区の万国橋会議センターにおいて第9回通常総会が開催され各議案は原案のとおり議決されました。

- 議 事
- ①平成29年度事業報告及び収支決算書
  - ②平成30年度事業計画及び収支予算書
  - ③平成30年度会費の賦課及び納入方法
  - ④役員の改選



通常総会の様子



## 平成29年度林業功労者表彰式

地域林業の振興発展に顕著な功績のあった林業団体及び団体職員並びに林業者を表彰しています。

平成29年度は次の6名の方が表彰されました。総会終了後に小林会長から賞状と副賞が授与されました。

- ・岩田 宏（津久井郡森林組合）
- ・柿澤 直喜（津久井郡森林組合）
- ・佐藤 美弥子（厚木市森林組合）
- ・瀬戸 三雄（南足柄市山北町開成町一部事務組合）
- ・武 佐京（前山北町森林組合）
- ・山崎 利久（前山北町森林組合）

### 《 編集後記 》

この度、5月末日をもって当協会を退任いたしました。三年間にわたるご指導、ご鞭撻に対しまして厚くお礼申し上げます。協会の益々のご発展を祈念いたします。

前専務理事 野口 高

6月から専務理事に就任しました。会員並びに関係機関の皆様のご指導・ご支援をいただき、当協会の運営に努めてまいります。よろしくお願い致します。

専務理事 西口 孝雄



## 新役員名簿

任期 平成30年6月1日～平成32年5月31日

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	小林 常良	厚木市長	新 任
副 会 長	高橋 昌和	秦野市長	再 任
	山口 昇士	箱根町長	再 任
	小泉 清隆	県森林組合連合会長	再 任
専務理事	西口 孝雄	神奈川県森林協会	新 任
理 事	野村 宜彦	横浜市環境創造局長	再 任
	福田 紀彦	川崎市長	再 任
	加山 俊夫	相模原市長	再 任
	上地 克明	横須賀市長	再 任
	松尾 崇	鎌倉市長	再 任
	加藤 憲一	小田原市長	再 任
	高山 松太郎	伊勢原市長	再 任
	加藤 修平	南足柄市長	再 任
	本山 博幸	松田町長	再 任
	湯川 裕司	山北町長	再 任
	大矢 明夫	清川村長	再 任
監 事	服部 信明	茅ヶ崎市長	再 任
	小野澤 豊	愛川町長	再 任



編集・発行	神奈川県森林協会
発行日	平成30年7月1日
住 所	厚木市中町2丁目13番14号
電話・FAX	(046) 240-0500
ホームページ	<a href="http://k-crk.com">http://k-crk.com</a>